

閲 覧 申 請 書 (終局後1年を経過した事件用)

申 請 日	令和 年 月 日
閲 覧 希 望 日	令和 年 月 日
事 件 番 号	平成・令和 年 ()第 号
当 事 者 氏 名	原告等
	被告等
閲 覧 の 目 的	訴訟準備 その他()
所 要 見 込 み 時 間	時間 分
閲 覧 の 部 分	

申 請 人

資 格	当事者 ・ 代理人 ・ 利害関係人 その他()
住 所 又 は 弁 護 士 会	
氏 名	
連 絡 先 (電 話)	()

- ※ 終局後1年を経過した事件記録(保全事件を除く。)は、閲覧申請が平日の午後3時までに受け付けられたときは、翌日(翌日が土曜、休日にあたる場合はその翌日)の午後2時以降に閲覧することができます。
- ※ あらかじめこの申請書を提出していただければ、閲覧希望日までに記録を取り寄せしておきますので、この申請書をお出しになる際には、上記の点にご注意いただき、**余裕を持って申請してください。**なお、希望日までに記録の取り寄せができないときは、その旨を連絡の上、希望日を調整させていただきます(そのため連絡先電話番号を記入してください。)
- ※ 「閲覧の目的」欄、申請人の「資格」欄、該当する文字を○で囲み、その他に該当する場合には、()内に具体的に記入してください。
- ※ 裁判所にお越しになる際は、次の書類をお持ちください。
- ① 写真付きの身分証明書及び印鑑
 - ② 申請人の資格が「代理人」の場合には、当事者本人からの「委任状」
なお、競売、執行、倒産、再生、保全事件などの場合には、当事者が法人でその社員が代理人となる場合には、委任状の他に委任を受けた方が社員であることの「社員証明書」
 - ③ 申請人の資格が「利害関係人」の場合には、**当事者と利害関係があることを証する書類**
- ※ 閲覧手数料として収入印紙150円が必要になります。
- ※ 要件審査の結果、閲覧が許可されない場合があります。
- ※ 閲覧希望日から1週間以内に閲覧できない場合は、下記係あて連絡してください。

この申請書を横浜地方裁判所民事訟廷事務室記録係あて
FAX(045-663-0836)送信又は郵送してください。
 送付先 〒231-8502 横浜市中区日本大通9
 電 話 045-664-8747(直通)